

「利用団体登録申請書」の提出について

郡上市教育委員会 スポーツ振興課

体育施設の定例利用には、団体の登録が必要となります。

※定例利用団体の登録については、「郡上市体育施設条例施行規則第 5 条」「郡上市学校体育施設等開放条例施行規則第 5 条」にそれぞれ定められており、登録には次の条件があります。

「利用団体は、成人の責任者を有し、かつ、10 人以上の構成員を有する団体で、その構成員の 5 割以上が市内在住者、在勤者又は在学者であるものとする。」

来年度の定期利用にあたり、下記のとおり「体育施設利用団体登録申請書（新規・継続）」の提出をお願いします。

記

1. 提出書類 「体育施設利用団体登録申請書（新規・継続）」
2. 提出期限 令和 3 年 2 月 26 日（金）
3. 提出先 郡上市教育委員会 スポーツ振興課
4. 注意事項
 - ・裏面の登録者名簿は、各団体が作成している任意の名簿の添付でも可とします。ただし、住所地、勤務地又は在学地が市内外のいずれか、構成員の区分（小中高生・一般）が判断できるものとしてください。新年度に新入部員が入るなど構成員の変動が考えられますが、現時点の名簿で結構です。
 - ・団体登録には、成人の責任者が必要です。ジュニアの団体は、子どもの他に指導者や育成者の登録をお願いします。
 - ・今回ご提出いただく書類により、利用団体を登録しますが、施設利用の際は、別途「使用許可申請書」の提出をお願いします。
 - ・年度途中で代表者が変更された場合は、ご連絡をお願いします。

【問合せ】

〒501-4222 郡上市八幡町島谷 207-1
郡上市教育委員会 スポーツ振興課
電話：0575-67-1815
E-mail：sports@city.gujo.lg.jp